

H29.環境省文書～「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」の改訂に係る主な論点～より抜粋・編集

## 見出し

### 【概念・基本的考え方】

- 1 **災害時のペット飼養に係る自助、共助、公助の考え方** ← ポイント①（下部に詳細）
- 2 大規模災害時に行政機関がペット救護対策を実施することの意義や目的の再整理
- 3 広域支援の考え方と受援体制の考え方
- 4 **避難の考え方と同行避難、同伴避難の言葉の整理** ← ポイント②用語による混乱

### 【飼い主の事前の準備等】

- 5 同行避難を想定した、日頃からの飼い主による適正飼養の徹底
- 6 飼養形態別の避難先での飼養方法（室内飼い、外飼いなど飼養形態に応じた飼養方法）
- 7 同行避難後のペットの預かり先の確保について

### 【同行避難の受入れ対応等】

- 8 **避難所の体制整備やペット受け入れの際の避難所運営のあり方** ← ポイント③今後の課題
- 9 迅速な一時預かり体制の整備
- 10 感染症対策（特に、避難所や仮設住宅での、人畜共通感染症への注意）

### 【官民連携による広域支援等】

- 11 広域連携の体制づくり
- 12 現地動物救護本部の立ち上げの事前決定
- 13 ペット災害対策推進協会の役割について
- 14 **対策費用の財源確保（関係機関・団体間での費用の負担のあり方）** ← ポイント④ペット防災協定 H25

### 【その他】

- 15 ボランティア（愛護団体）の行動範囲
- 16 特定動物を含む犬猫以外の動物への災害時対応
- 17 多頭飼育等、普段からの不適切な飼養者への働きかけ
- 18 正確な情報の積極的な提供（SNS情報への対応）
- 19 災害時にすぐに利用できる簡潔な応急対策マニュアル（スターターキット）の整備

## 詳細 ☆【概念・基本的考え方】

### 災害時のペット飼養に係る自助、共助、公助の考え方

▶災害時の対応は被災者自身が生き延びるための努力を行う「自助」が基本であるとされている。

このことはペットを飼養する飼い主にとっても同様であり、災害時のペットの保護対策は、飼い主の自己責任（自助）を基本とし、（地域や災害の規模態様などによっては、）住民同士の助け合いによる「共助」や行政による「公助」には限界があることを再認識すべき。

▶自らペットを守ることへの飼い主の意識向上が、自身の災害への備えにつながり、自助を強く意識した対策を講じることによって、個々の防災力が高まり、「ペットを守りたいから災害に強くなった」といえるようになることが理想である。